

山梨県心身障害者自動車燃料費助成事業



山梨県では、心身障害者の方が使用する自動車（本人運転及び家族運転）の燃料費の一部を助成しています。

対象者

以下のすべてを満たす者

- ① 山梨県に居住している
- ② 以下を満たす手帳を持っている
 - ・身体障害者手帳1級、2級
 - ・療育手帳A
 - ・戦傷病者手帳（特別、第1、第2項症）
- ③ 「山梨県」ナンバーの車両を持っている
- ④ 自動車税・軽自動車税（2輪のものは除く）の減免を受けている

助成内容

- ・対象期間
令和7年1月1日～令和7年12月31日
- ・1Lにつき、ガソリン40円、軽油18円を助成
- ・対象期間内の最大助成量は600L
（年度の途中で新たに自動車税・軽自動車税の減免を受ける場合には、上限が変わります）

初めてで申請の仕方が分からない

新しい車に乗りかえた時の手続きは？

手帳所持者が亡くなった場合はどうなるの？

ご不明点等ある場合には、

【中北保健福祉事務所 福祉課】

へお問い合わせください。

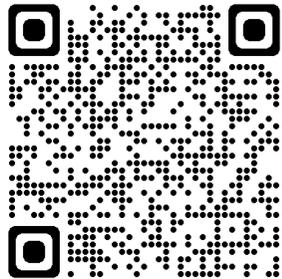
住所 韮崎市本町4丁目2-4

TEL：0551-23-3443

FAX：0551-23-3445

請求に必要な書類等の詳細は、当事務所のホームページ (<http://www.pref.yamanashi.jp/ch-hokenf/index.html>) をご確認ください。

公式HP
はこちら



令和4年度から
リース自動車の
利用者も
助成対象に
なりました

対象者

- ① 山梨県に居住している
- ② 以下を満たす手帳を持っている
 - ・身体障害者手帳1級、2級
 - ・療育手帳A
 - ・戦傷病者手帳（特別、第1、第2項症）

対象車両

- ① 「山梨県」ナンバーの車両
- ② 心身障害者本人名義でリース契約した車両で本人が運転するもの
- ③ 心身障害者本人または生計同一者名義でリース契約した車両で、本人の通院や通学等のために生計同一者が運転するもの

受付期間

令和7年12月1日(月)～令和8年1月30日(金)
【郵送の場合 令和8年1月31日(土) 消印有効】

注意

受付期間内に手続きをしない場合、
助成金の支払いは一切できません

受付期間内に以下のどちらかの方法で請求をおこなってください

① 集団受付

甲府会場

リッチダイヤモンド総合市民会館

多目的室

○日程

令和8年1月7日(水)、22日(木)

○受付時間

午前の部 9時30分～11時30分

午後の部 13時～15時

北巨摩会場

北巨摩合同庁舎 101会議室

○日程

令和8年1月6日(火)、
14日(水)、29日(木)

○受付時間

午前の部 9時～11時30分

午後の部 13時～15時

両会場とも予約不要

■ 持参する書類

- ① 山梨県心身障害者自動車燃料費助成金請求書(様式1)(原本)
 - ※② 支払証明書(別紙1)(原本)
 - ※③ 購入量計算書(別紙2)及びあて名入り領収書(原本)
 - ④ 身体障害者、療育、戦傷病者手帳(原本)
 - ⑤ 自動車税の減免を受けていることが分かる書類
 - ⑥ 減免を受けている車両の自動車検査証記録事項または自動車検査証(原本)
 - ⑦ ①に記載した口座の預金通帳(原本)
 - ⑧ 印鑑
- ※②、③はどちらか選択して提出

② 郵送

■ 郵送先

〒407-0024 韮崎市本町4丁目2-4
中北保健福祉事務所 福祉課 あて

■ 郵送する書類

- ① 山梨県心身障害者自動車燃料費助成金請求書(様式1)(原本)
 - ※② 支払証明書(別紙1)(原本)
 - ※③ 購入量計算書(別紙2)及びあて名入り領収書(原本)
 - ④ 身体障害者、療育、戦傷病者手帳の全ページのコピー
 - ⑤ 自動車税の減免を受けていることが分かる書類
 - ⑥ 減免を受けている車両の自動車検査証記録事項
または自動車検査証のコピー
 - ⑦ ①に記載した口座の預金通帳のコピー
- ※②、③はどちらか選択して提出

! 封筒の裏面に差出人の住所、氏名を必ずご記入ください!

集団受付を希望される方へのお願い

- 初日・午前中の時間帯は大変混雑します。長時間お待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- お車でお越しの方は、各施設の駐車場をご利用ください。
- 駐車スペース以外への駐車は絶対にしないでください。